

## J R木次線利用促進事業費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、木次線利活用推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する市町の住民組織や各種団体等（以下「住民団体等」という。）がJ R木次線の利用者増加を目的として行う利用促進事業に対し、その費用の一部を助成するために必要な事項を定める。

### (対象事業及び助成基準)

第2条 協議会は、別表に掲げる事業に要する経費につき、予算の範囲内で、別表に定める助成基準により助成金を交付する。

### (申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする住民団体等（以下「申請団体」という。）は、事業を実施する1 ヶ月前までに交付申請書（様式第1号）により、協議会へ交付申請するものとする。

2 協議会は、交付申請書を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知（様式第2号）により、申請団体へ通知するものとする。

### (変更申請)

第4条 申請団体が、前条の規定により提出した内容等を変更しようとするときは、事前に変更交付申請書（様式第3号）により、協議会へ変更交付申請を行い、あらかじめ承認を受けるものとする。

### (実績報告)

第5条 事業が完了した場合は、申請団体は速やかに実績報告書（様式第4号）を協議会へ提出するものとする。

2 協議会は、実績報告書を審査し、適当と認めるときは、確定通知書（様式第5号）により申請団体へ通知するものとする。

### (支払)

第6条 申請団体は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第6号）を協議会へ提出し、協議会は、速やかに交付確定額を支払うものとする。

2 交付決定後の事業実施に際し、概算払を必要とする場合は、概算払申請書（様式第7号）により、協議会へ概算払申請を行い、協議会が適当と認めるときは、概算払いを行うものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを決定する。

### 附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

J R木次線利用促進事業

No.	事業の種類	助成対象者	事業の目的・内容	助成基準
1	利用促進イベント支援事業	住民団体等 ・ 駅舎管理団体 ・ ボランティア団体 ・ 住民自治組織 ・ 地域活性化を目的とする団体	J R木次線の利用促進を図るためのイベントや、地域イベントと組み合わせることで利用者増加が見込まれるものに対し、必要な経費を助成する。	申請1件あたり5万円以内
2	団体利用促進事業	及び特定非営利活動法人 ・ 教育及びスポーツ関係団体 ・ その他会長が認める団体	J R木次線の普通列車を利用して行う団体旅行、研修利用等に対し、J R運賃を一部助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10名以上の団体利用</li> <li>・ J R木次線の区間を含む乗車券の購入</li> <li>・ 普通列車の利用（トロッコ列車は対象外）</li> <li>・ 申請1件あたり5万円以内</li> <li>・ 交付額は購入金額の1/2以内</li> <li>・ 1人につき片道あたり500円以内</li> <li>・ 10円未満は端数切捨</li> <li>・ 他の助成や割引制度との併用は不可</li> </ul>